

議案第 9 1 号

大田原市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
大田原市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和元年 1 2 月 9 日提出

大田原市長 津久井 富雄

大田原市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

大田原市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和52年条例第10号）の一部を次のように改正する。

目次中「第4章 災害援護資金の貸付け（第12条―第16条）」を「第4章 災害援護資金の貸付け（第12条―第16条）
第17条）」に改める。

第15条第3項を次のように改める。

3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

第4章の次に次の1章を加える。

第5章 雑則

（支給審査委員会の設置）

第17条 市に、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、支給審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の委員は、医師、弁護士その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱する。

3 前項に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和元年8月1日から適用する。ただし、目次の改正規定及び第4章の次に1章を加える改正規定は、令和2年4月1日から施行する。